

監査公表第35号（平成31年3月29日、県公報第4080号登載）

教育委員会出先機関定期監査結果（平成30年度）

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関133機関
- (2) 監査対象期間：平成29年9月1日～平成30年8月31日
- (3) 監査実施期間：平成30年10月2日～平成30年12月14日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

| 監査対象機関名      | 監査実施日                   |
|--------------|-------------------------|
| 福岡教育事務所      | 平成30年10月24日～平成30年10月26日 |
| 北九州教育事務所     | 平成30年10月2日～平成30年10月3日   |
| 北筑後教育事務所     | 平成30年10月24日～平成30年10月26日 |
| 南筑後教育事務所     | 平成30年10月2日～平成30年10月4日   |
| 筑豊教育事務所      | 平成30年11月1日～平成30年11月2日   |
| 京築教育事務所      | 平成30年10月17日～平成30年10月18日 |
| 教育センター       | 平成30年12月11日             |
| 体育研究所        | 平成30年10月30日             |
| 美術館          | 平成30年10月10日             |
| 図書館          | 平成30年11月13日             |
| 社会教育総合センター   | 平成30年12月12日             |
| 英彦山青年の家      | 平成30年10月10日             |
| 少年自然の家「玄海の家」 | 平成30年10月10日             |
| 九州歴史資料館      | 平成30年11月14日             |
| 青豊高等学校       | 平成30年10月16日             |
| 築上西高等学校      | 平成30年10月10日             |
| 育徳館高等学校      | 平成30年11月15日             |
| 苅田工業高等学校     | 平成30年10月15日             |
| 京都高等学校       | 平成30年10月10日             |
| 行橋高等学校       | 平成30年10月10日             |
| 門司学園高等学校     | 平成30年10月10日             |
| 門司大翔館高等学校    | 平成30年10月10日             |
| 小倉南高等学校      | 平成30年10月10日             |
| 小倉商業高等学校     | 平成30年10月4日              |
| 小倉高等学校       | 平成30年10月10日             |
| 小倉工業高等学校     | 平成30年10月10日             |
| 小倉西高等学校      | 平成30年10月10日             |

| 監査対象機関名   | 監査実施日       |
|-----------|-------------|
| 北九州高等学校   | 平成30年10月10日 |
| 小倉東高等学校   | 平成30年10月5日  |
| 戸畑高等学校    | 平成30年10月10日 |
| ひびき高等学校   | 平成30年10月10日 |
| 戸畑工業高等学校  | 平成30年10月10日 |
| 若松高等学校    | 平成30年11月2日  |
| 若松商業高等学校  | 平成30年10月10日 |
| 八幡高等学校    | 平成30年10月10日 |
| 八幡中央高等学校  | 平成30年10月10日 |
| 八幡工業高等学校  | 平成30年10月31日 |
| 八幡南高等学校   | 平成30年10月10日 |
| 北筑高等学校    | 平成30年11月1日  |
| 東筑高等学校    | 平成30年11月16日 |
| 折尾高等学校    | 平成30年10月10日 |
| 中間高等学校    | 平成30年10月10日 |
| 遠賀高等学校    | 平成30年10月31日 |
| 宗像高等学校    | 平成30年10月11日 |
| 光陵高等学校    | 平成30年10月10日 |
| 水産高等学校    | 平成30年10月11日 |
| 玄界高等学校    | 平成30年10月11日 |
| 新宮高等学校    | 平成30年10月11日 |
| 福岡魁誠高等学校  | 平成30年11月13日 |
| 須恵高等学校    | 平成30年10月11日 |
| 宇美商業高等学校  | 平成30年11月14日 |
| 香住丘高等学校   | 平成30年10月11日 |
| 香椎高等学校    | 平成30年10月11日 |
| 香椎工業高等学校  | 平成30年10月11日 |
| 博多青松高等学校  | 平成30年10月11日 |
| 福岡高等学校    | 平成30年10月11日 |
| 筑紫丘高等学校   | 平成30年10月11日 |
| 柏陵高等学校    | 平成30年10月11日 |
| 福岡中央高等学校  | 平成30年10月11日 |
| 城南高等学校    | 平成30年11月20日 |
| 修猷館高等学校   | 平成30年10月11日 |
| 福岡工業高等学校  | 平成30年10月11日 |
| 福岡講倫館高等学校 | 平成30年11月22日 |

| 監査対象機関名    | 監査実施日       |
|------------|-------------|
| 早良高等学校     | 平成30年10月11日 |
| 玄洋高等学校     | 平成30年10月11日 |
| 筑前高等学校     | 平成30年10月11日 |
| 春日高等学校     | 平成30年11月9日  |
| 太宰府高等学校    | 平成30年11月7日  |
| 福岡農業高等学校   | 平成30年11月6日  |
| 筑紫中央高等学校   | 平成30年10月11日 |
| 武蔵台高等学校    | 平成30年11月8日  |
| 筑紫高等学校     | 平成30年10月11日 |
| 糸島高等学校     | 平成30年10月11日 |
| 糸島農業高等学校   | 平成30年10月11日 |
| 小郡高等学校     | 平成30年11月15日 |
| 三井高等学校     | 平成30年10月11日 |
| 久留米筑水高等学校  | 平成30年10月23日 |
| 明善高等学校     | 平成30年10月15日 |
| 久留米高等学校    | 平成30年11月15日 |
| 三潞高等学校     | 平成30年11月15日 |
| 大川樟風高等学校   | 平成30年10月16日 |
| 伝習館高等学校    | 平成30年10月23日 |
| 山門高等学校     | 平成30年11月15日 |
| 三池高等学校     | 平成30年11月15日 |
| 三池工業高等学校   | 平成30年11月15日 |
| 大牟田北高等学校   | 平成30年10月17日 |
| ありあけ新世高等学校 | 平成30年10月18日 |
| 八女高等学校     | 平成30年11月15日 |
| 八女工業高等学校   | 平成30年11月15日 |
| 福島高等学校     | 平成30年11月15日 |
| 八女農業高等学校   | 平成30年10月5日  |
| 浮羽工業高等学校   | 平成30年11月20日 |
| 浮羽究真館高等学校  | 平成30年11月15日 |
| 朝倉高等学校     | 平成30年11月15日 |
| 朝倉東高等学校    | 平成30年11月22日 |
| 朝倉光陽高等学校   | 平成30年11月16日 |
| 田川高等学校     | 平成30年11月15日 |
| 東鷹高等学校     | 平成30年11月8日  |
| 田川科学技術高等学校 | 平成30年11月6日  |

| 監査対象機関名         | 監査実施日                   |
|-----------------|-------------------------|
| 西田川高等学校         | 平成30年11月7日              |
| 稲築志耕館高等学校       | 平成30年11月15日             |
| 嘉穂高等学校          | 平成30年11月15日             |
| 嘉穂東高等学校         | 平成30年11月15日             |
| 嘉穂総合高等学校        | 平成30年11月9日              |
| 鞍手高等学校          | 平成30年10月30日             |
| 直方高等学校          | 平成30年11月15日             |
| 筑豊高等学校          | 平成30年11月15日             |
| 鞍手竜徳高等学校        | 平成30年11月16日             |
| 築城特別支援学校        | 平成30年12月11日～平成30年12月12日 |
| 小倉聴覚特別支援学校      | 平成30年11月16日             |
| 北九州視覚特別支援学校     | 平成30年11月16日             |
| 特別支援学校「北九州高等学園」 | 平成30年11月16日             |
| 古賀特別支援学校        | 平成30年12月6日～平成30年12月7日   |
| 福岡特別支援学校        | 平成30年11月27日～平成30年11月28日 |
| 福岡聴覚特別支援学校      | 平成30年12月6日～平成30年12月7日   |
| 福岡高等聴覚特別支援学校    | 平成30年11月16日             |
| 太宰府特別支援学校       | 平成30年11月29日～平成30年11月30日 |
| 福岡視覚特別支援学校      | 平成30年11月16日             |
| 福岡高等視覚特別支援学校    | 平成30年11月16日             |
| 特別支援学校「福岡高等学園」  | 平成30年11月29日～平成30年11月30日 |
| 小郡特別支援学校        | 平成30年12月13日～平成30年12月14日 |
| 久留米聴覚特別支援学校     | 平成30年11月16日             |
| 田主丸特別支援学校       | 平成30年12月13日～平成30年12月14日 |
| 柳河特別支援学校        | 平成30年12月4日～平成30年12月5日   |
| 筑後特別支援学校        | 平成30年11月27日～平成30年11月28日 |
| 川崎特別支援学校        | 平成30年11月15日             |
| 嘉穂特別支援学校        | 平成30年12月4日～平成30年12月5日   |
| 直方特別支援学校        | 平成30年11月16日             |
| 育徳館中学校          | 平成30年11月15日             |
| 門司学園中学校         | 平成30年10月10日             |
| 宗像中学校           | 平成30年10月11日             |
| 嘉穂高等学校附属中学校     | 平成30年11月15日             |
| 輝翔館中等教育学校       | 平成30年11月16日             |

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

### (1) 収入

使用料、手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定及び収入事務

### (2) 支出

報償費、旅費、需用費、委託料、扶助費等の支出事務

### (3) 人件費

報酬、賃金、諸手当の認定及び支給事務

### (4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

### (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

### (6) 物品

取得、管理及び処分の状況

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

### 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

| 対象機関名      | 調査区分 | 件数 | 説明   |
|------------|------|----|--|
| 社会教育総合センター | 収入   | 1  | 委託契約に基づく徴収金において、収入科目を誤っていた。                |
| 福岡聴覚特別支援学校 | 支出   | 1  | 特別支援教育就学奨励費において、算定を誤ったため、支給不足及び支給過大となっていた。 |
| 福岡農業高等学校   | 契約   | 1  | 工事請負契約において、契約保証金を徴していなかった。                 |
| 浮羽工業高等学校   | 契約   | 1  | 工事請負契約において、契約保証金を徴していなかった。                 |
| 計          |      |    | 4件   |

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

| 対象機関の<br>属する部局名 | 調査区分 | 件数 | 説明  |
|-----------------|------|----|---|
| 教育委員会           | 収入   | 2  | 庁舎等維持負担金において、下水道使用料に係る経費を徴収していなかった。           |
|                 |      | 1  | 授業料において、調定が117日遅延していた。                        |
|                 | 支出   | 1  | 特別支援教育就学奨励費において、通学費の認定を誤ったため、支給不足となっていた。      |
|                 |      | 1  | 特別支援教育就学奨励費において、学用品・通学用品の算定を誤ったため、支給不足となっていた。 |
|                 | 契約   | 1  | その他需用費(修繕料)において、支出負担行為決議書による決裁前に修繕工事を発注していた。  |
| 計               |      | 6件 |   |